

答申 情第52号

平成30年2月27日

相模原市代表監査委員 彦根 啓 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年12月21日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月30日付け指令第1号により相模原市監査委員（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成28年8月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日に起きた障害者殺りく事件に関する情報一切」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該事件に係る公文書について、作成及び取得しておらず存在しないためとして、平成28年8月30日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3) 平成28年10月31日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年12月21日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。
- (2) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を行政文書ではないか情報公開の適用除外か解釈上の不存在か物理的不存在と判断することが違法である。

たとえば、相模原事件に関する責任者たる職員についての職員措置請求等の文書が一切特定されていない。

- (3) 本件事件の重大性からして、精神保健、障害者福祉等を管轄しない部局、課室等に対しても横断的に連絡等がなされていることが考えられる。また、問い合わせや意見等が届いている可能性もあり、その回答等も作成されている可能性もある。

さらに、監査請求に至らなくとも、問い合わせや意見や要望や苦情等の段階にとどまっている場合でも相模原事件に関係するものであれば特定すべきである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

当該事件に係る公文書について、実施機関において関連する業務を行っていないことから、作成及び取得しておらず存在しないため、本件処分を行ったものである。

なお、本件審査請求を受け、改めて職員措置請求等を含め本件申立文書の存否を確認したが、対象となる公文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、神奈川県立津久井やまゆり園で平成28年7月26日に起きた入所者殺傷事件に関する公文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、本件申立文書について、作成及び取得しておらず存在しないためと説明している。

実施機関の所管事務からすると、当該事件との直接的な関わりは認められず、また、本件審査請求を受け改めて確認したとする結果を踏まえると、職員措置請求等を含め本件申立文書を作成及び取得していないとの説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、当該事件の重大性から、直接的な関わりのない実施機関に対する連絡・問い合わせ等文書の存在の可能性を主張しているが、具体的に存在を認める根拠が示されておらず、実施機関の説明を覆すものではない。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月21日	実施機関からの諮問
平成29年 7月 7日	審議
7月21日	審議
9月 1日	審議

10月 6日	審議
平成30年 2月 9日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州